

アジア各国の児童虐待の実態と取り組み —アンケート調査による比較研究—

柳川敏彦（和歌山県立医科大学）、中村安秀（大阪大学）、桐野由美子（京都ノートルダム女子大学）、岡田由香（神戸大学）、平田佳子（児童虐待防止協会）、清水将之（関西国際大学）
西澤哲（大阪大学）、David Gough（ロンドン大学）、峯本耕治（長野法律事務所）

＜要旨＞

アジア地域におけるアンケート調査を実施した。回収は、18カ国中14カ国からの78%であった。回答者は19人で、うち16人から主要な虐待に対する機関が紹介された。虐待に対する認識は、地域の文化や経済的な背景によるものと、純粋に個人の考えによるものがあることが推測された。ほとんどの回答者は、子どもに対する性的行為に関するものを虐待としてとらえ、また身体的殴打についても高率に虐待として認識されていた。虐待の発生率などの統計は、信頼のおける大規模なものは極めて少ないが、それぞれの機関や、小規模の限定したものは存在する。この統計には、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の分類が使用されている。性的虐待を扱った統計も注目された。虐待に対する取り組みで、各国では児童虐待防止法、ドメスチックバイオレンス防止法、児童買春禁止法などの特別法は制定されつつある。虐待に関する法律では、通告義務は一定していない。また、被虐待児の保護先は親類や施設が多く、里親は依然少ない。総合的にみると虐待のシステムは特に、英国の施策を取り入れた国が比較的整備されていると思われた。

＜キーワード＞

児童虐待、海外比較研究、アジア、アンケート調査、虐待の実態調査、虐待の取り組み

【はじめに】

児童虐待に対する実態やその取り組みは、虐待先進国として位置づけられている米国、英国による報告は従来からなされ、わが国の児童虐待に対する方策の一助なっている。一方、アジア各国からの報告は少ないため、児童虐待を通じての交流や情報交換などは、ほとんどなされていない。文化的な差や社会背景の差が、虐待の認識や対応に影響するかどうかを検討するとともに、アジアにおける児童虐待研究の展開につながるかどうかを検討する。

【目的】

児童虐待に対する認識、頻度、取り組みにつ

いてアジア諸国の現状を調査するとともに、各國の虐待に対する中心的機関を抽出し、アジア諸国のネットワークを強化することである。

【方法】

WHO（世界保健機構）における、児童虐待予防のための諮問委員会（1999年3月 ジュネーブ）、ISPCAN（国際子どもの虐待防止協会）第5回アジアカンファレンス（1999年11月香港）、児童虐待国際シンポジウム（2001年12月 神戸）およびISPCAN第14回国際会議（2002年7月 デンバー）に出席したアジア在住の児童虐待専門家に対し、アンケート調査を施行し

た。アンケート用紙の依頼と回収は国際郵便または電子メールで行った。回答者には職業、所属の明記と、各国の主たる虐待対応機関の紹介も依頼した。調査は、基本的内容として虐待行為の認識、虐待の頻度と分類について、取り組みとして法律的な内容（虐待、ドメスチックバイオレンス、性的虐待の特別法の有無と通告義務について）、さらに実際の対応機関と措置・処遇の方法などである。（アンケート：資料）

【結果】

I. アンケート回収結果と基本的事項

4つの会議の出席リストから名簿を作成した結果、バングラデシュ、中国（北京、西安、香港）、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、

台湾、ベトナムの18地域の51人にアンケートを依頼した。中国は広大で文化的差異も考慮し、北京、西安、香港、台湾をそれぞれ1カ国扱いとした。アンケートの回収は19人（19/51=37%）で、インドネシア、モンゴル、パキスタン、台湾以外の14カ国（14/18=78%）であった。

回答者の職業は、重複回答で、医師9、ソーシャルワーカー6、虐待関連機関職員4、心理・精神分野4、教育分野2であった。

各国の子どもの虐待とネグレクトを扱う主要な機関を行政レベルと民間レベルで回答を依頼した結果、19人中16人（12カ国）から回答を得た（表1）。虐待専門家の名簿および関係機関リスト作成は、今後のアジア地域の虐待防止ネットワーク構築にあたり、重要なものになると考えている。表1.（原文のまま掲載）

主要機関	公的機関	民間機関
中国(北京)	Children's Rights and Interests Department, the Central Committee of China Communist Youth	China Research Center on child Legal Aid
香港	Social Welfare Department	Against Child Abuse
インド1	Ministry of Social Justice & Empowerment (Government of India)	Institute of Psychological And Educational Research (IPER)
インド2	Association for Development	Pratidhi, a collaborative society of Delhi Police and Association for Development
日本	Ministry of Health, Labour and Welfare	Japanese Society for Prevention of Child Abuse and Neglect(JaSPCAN)
韓国	The Ministry of Health & Welfare National Center for the Prevention of Child	KAPCAN / Good Neighbors Inc. and Korea Welfare Fund
マレーシア1	Ministry of Society Unity & Family Development	SCAN Team, Dept of Paediatrics University of Malaya Medical Center
マレーシア2	Dept. of Social Welfare Services	Malaysian Association for protection of Children
ネパール	Ministry of Women and Child Welfare	
フィリピン1	Phil. National Police-Woman Crisis and Child Protection Unit	ECPAT Phils. (working to end child prostitution, pornography, and trafficking of children for sexual purposes)
フィリピン2	Department of Social and Welfare Development	Department of Health
シンガポール	Ministry of Community Development and Sports	Singapore Children's Society
スリランカ	National Child Protection Authority (NCPA)	Cordination through the NCPA
タイ1	Child Welfare Promotion Division, Department of Public Welfare	Chieng Mai Coordination Center for the Protection of Child's Rights
タイ2	Chiang Mai Coordination Center for the Protection of Child's Rights (CCPCR)	Center for the Protection of Children's Rights (CPCR)
ベトナム	Social Work Center, VIETNAM Youths Association	

II. 子どもの虐待とネグレクトに関する一般的なこと

①子どもの虐待の行為

子どもの虐待とネグレクトと考えられている行為については、大人の性的満足を得るためにの行為、子どもを殴打すること、児童売買春、衣食住を十分に提供しない、情緒的虐待が高率（85%以上）に虐待として認識され、12歳未満の小児労働、医療ネグレクト、物乞い、心理的ネグレクト、ストリートチルドレン、両親の薬物使用の順に続き（84-60%）、非器質的発育不全、女性性器の割礼は低率であった（50%未満）。

表 2.

行為の内容	順位
性的満足のために子どもを利用する	1
子どもをたたく	2
子ども売春	2
十分な衣食住を与えない	4
情緒的虐待	4
12歳未満の子どもに労働を強要する	6
医療ケア、健康ケアを受けさせない	6
遺棄	6
子どもに物乞いを強要する	9
心理的ネグレクト	10
ストリートチルドレン	11
両親の薬物使用	12
非器質的成長障害	13
女児の嬰児殺し、女児の割礼	13

②虐待者の対象について

両親または養育者、世話人、里親は100%の回答者が、子どもの虐待の加害者と認識しており、施設職員、教師は80%程度、未成年者、同僚、地域や社会は60%程度であったが、宗教は30%程度と虐待者としての認識が低率であった。

表 3.

虐待としての対象	順位
両親または養育者	1
世話人	1
里親	1
施設職員	4
教師	5
年少者	6
同僚	7
地域・社会	7
宗教	9

虐待行為と加害者の認識は、個人の職業や経験に基づいて判断されたものと、国や地域の文

化的な背景、経済的な背景が関係して判断されたものがあると推測される。特に前者は、子どもの人権の観点につながり、子どもの虐待の専門家と一般市民の認識の差があるのか今後の課題である。

③子どもの虐待の統計について

18歳未満の、千人あたりの発生率についての報告は極めて少なかった。一般人口での発生数は、香港 0.35（2000年）、0.39（2001年）、日本 2.3（2000年）、韓国 2.5（2000年）の報告があったが、通告件数、相談件数、死亡数、登録数についても国レベルの大規模な悉皆調査はまだ十分得られないのが現状である。

表 4.

一般人口の発生頻度3人から回答		
香港	2000年0.35、2001年0.39	18歳未満・千人比
日本	2000年2.3	
韓国1	2.5	
通告件数	5人から回答	
韓国	0.35	18歳未満・千人比
シンガポール	50-60	320万人あたり
相談件数	4人から回答	
日本	0.6	18歳未満・千人比
韓国1	0.18	
死亡例	3人から回答	
日本	2000年0.004	18歳未満・千人比
マレーシア2	50-70	2300万人あたり
シンガポール	None	320万人あたり
登録件数	2人んから回答	
マレーシア2	1200-1400	2300万人あたり
シンガポール	50-60	320万人あたり

統計として、存在する虐待の分類は、身体的虐待とネグレクトはすべての国で調査されている。身体ネグレクト（またはネグレクト）、心理ネグレクト（または心理的虐待）という分類は、統計として調査されていない国も存在した。

表 5.

	人数	%
身体的虐待	19	100
性的虐待	19	100
ネグレクト	14	74
心理的虐待	12	63
その他	6	32

日本での児童相談所相談件数は、経年的に、かつ分類別に調査された統計で、日本の世情を反映する1つの指標である。同様の調査は各国においても存在し、一部は、特定の地域や特定の領域での調査であるが、やはり参考になる資料である。

表6.

ルノ、児童買春ツアーに関することについて特別の法律が各国において有るかどうかを調査した。一時調査では、刑罰あるいは児童福祉法などの一般法などとの混乱があったため、特別法としての質問であることを再確認した。

児童虐待防止法は、バングラデシュ、(インド)、タイ、ベトナムを除く国で特別法が存在し、ド

		身体的虐待	性的虐待	身体ネグレクト	心理ネグレクト	重複例
香港	1998年	193	162	17	11	26
	1999年	286	210	15	11	53
	2000年	265	150	30	16	39
	2001年	306	152	29	17	31
フィリピン1	1998年	90	362	10		90
	1999年	66	452	26		66
	2000年	62	474	8		62
日本		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	総計
	1998年度	3673	396	2213	650	6932
	1999年度	5973	590	3441	1627	11631
	相談処理件数	2000年度	8877	764	6318	1776
		2001年度	10828	778	8804	2864
韓国2		身体的虐待	性的虐待	身体ネグレクト	心理ネグレクト	重複例
	2001年	476	86	134	114	623
		身体的虐待	性的虐待	身体ネグレクト	心理的虐待	
	マレーシア2	1998年	489	280	252	36
		1999年	414	304	242	21
スリランカ		2000年	362	253	183	24
		身体的虐待	性的虐待	身体ネグレクト	心理的虐待	その他
	2000年	23	81	9	31	40
		2001年	60	116	10	22
		身体的虐待	性的虐待	身体ネグレクト		その他
タイ1		1998年	16	75	27	21
		1999年	19	120	23	0
		2000年	37	95	13	14
		2001年	22	71	15	14
ベトナム		身体的虐待	性的虐待			その他
	2001年	258	890			73

メスチックバイオレンス防止法は、(インド)

III. 介入と対応について

①児童虐待関連の特別法について

法律として、児童虐待の防止について、ドメスチックバイオレンス防止法について、および性的虐待に関することで特に児童買春、児童ポ

フィリピン、タイ、ベトナムを除く国で存在する。なお(インド)は、確認が出来ていない。性的虐待に関することは、前述の買春、ポルノ、ツアーより細分化したため混乱があり、まとめて性的虐待の特別法があるかについて質問した。

性的虐待の防止は、西安、インド、韓国、マレーシア、ネパール、タイ、ベトナムを除く国で特別法が存在する。 表 7. 特別法のある国

	児童虐待	ドメスチックバイオレンス	性的虐待
1 中国-北京	バングラデシュ	バングラデシュ	
2 中国-西安	中国-北京	中国-北京	
3 香港	中国-西安	香港	
4 (インド)	香港	日本	
5 日本	(インド)	(韓国)	
6 韓国	日本	フィリピン	
7 マレーシア	韓国	シンガポール	
8 ネパール	ネパール	スリランカ	
9 フィリピン	マレーシア		
10 シンガポール	シンガポール		
11 スリランカ	スリランカ		

②虐待および疑い児の法律に基づく通告義務

8 カ国で通告義務があり、専門家のみと一般市民を対象としたものに別れる。 表 8.

	専門家	一般市民
1 中国-西安	バングラデシュ	
2 韓国	中国-北京	
3 マレーシア	日本	
4 フィリピン	スリランカ	

一方、任意的通告を考慮すると、すべての地域で何らかの機関に通告がされている。また、警察への通告も、積極的に行われているようである。表 9.

	特定機関	警察	その他
1 香港	バングラデシュ	中国(西安)	
2 日本	中国(北京)	タイ1	
3 韓国1	中国(西安)		
4 韓国2	香港		
5 マレーシア1	インド1		
6 マレーシア2	インド2		
7 ネパール	韓国1		
8 フィリピン1	韓国2		
9 フィリピン2	ネパール		
10 シンガポール	マレーシア1		
11 スリランカ	マレーシア2		
12 タイ1	フィリピン1		
13 タイ2	フィリピン2		
14	シンガポール		
15	スリランカ		
16	タイ2		

職業的守秘義務がある場合、虐待発見の通告免除が行われるかどうかは、多くの地域では通告免除の規定がなく、やはり通告が必要であるとされている。また、通告がなされなかつた場

合の罰則規定は、5 カ国（バングラデシュ、西安、韓国、マレーシア、フィリピン）で設けられている。

③行政での対応機関

日本における児童相談所（全国 174 カ所）と同様の機関は、各国においても存在するが、どの程度の数が存在するのかは把握できなかつた。また、福祉機関以外に、中国、マレーシア、シンガポールは病院が重要な位置をしめている。表 10.

バングラデシュ	INCIDIN BANGLADESH AT SEL BANGLADESH
中国(北京)	中国リサーチセンターまたは児童法援助センター 中央委員会または地方青年団体の子どもの人保護部門 女性相談団体の子どもの人権保護部門
中国(西安)	病院 女性相談所
香港	社会福祉局
日本	児童相談所(174か所)
韓国	地方児童虐待防止センター(18か所) 子どもの虐待とネグレクト防止センター
マレーシア	社会福祉局(地方毎) 政府病院
フィリピン	社会福祉発達局
シンガポール	病院 地域発達省
スリランカ	児童施設、児童介護局による児童施設(22か所)
タイ	児童福祉局、児童福祉振興課 内務省福祉局 保健省精神衛生部門

④対応時間と方法

虐待または疑い例が通告された場合、典型的な対応手順については、48 時間以内の対応は 14 カ国中、12 カ国で迅速に行われているという回答であった。また、虐待を刑罰として扱うこともすべての国で一致する対応であった。

自宅から分離するという手段は、西安、インド、日本、韓国、マレーシア、ネパール、スリランカ、タイの 8 カ国(57%) であった。その他の対応は、見守り（ネパール）、家庭裁判所が対応する（フィリピン 69 カ所）、医療関係（タイ）などであった（表 11）。

⑤裁判所命令

刑罰に到らない場合でも、養育者に対して裁判所による何らかの命令があるかどうかは、北京、日本、フィリピン、タイ、ベトナムを除く地域において裁判所命令があるという結果で

あった。個人的な治療は8カ国、グループでの治療が5カ国、育児指導・支援は4ヶ国で行われる。

シンガポールは、すべてのシステムが裁判所命令で行われる（表12）。

表11.

	介入				
	48時間以内	2週間以内	自宅から分離	刑罰	その他
1 バングラデシュ	○	○		○	
2 中国(北京)	○			○	
3 中国(西安)	○	○	○	○	
4 香港	○			○	
5 インド	○		○	○	
6 日本	○		○	○	
7 韓国	○		○	○	
8 マレーシア	○		○	○	
9 ネパール		○	○	○	○
10 フィリピン	○			○	○
11 シンガポール	○			○	
12 スリランカ	○		○	○	
13 タイ	○	○	○	○	○
14 ベトナム		○		○	

表12. 個人の治療またはカウンセリング

	集団での治療またはカウンセリング	育児、家事、主婦業などのクラス
1 西安	香港	西安
2 香港	(韓国)	(韓国)
3 インド	ネパール	ネパール
4 韓国	シンガポール	シンガポール
5 マレーシア	スリランカ	
6 ネパール		
7 シンガポール	(韓国)は、未確認	
8 スリランカ		

表13.

	はい:13人			いいえ:6人
	青年裁判所	家庭裁判所	児童裁判所	
1 中国(西安)	日本	中国(北京)	バングラデシュ	
2 香港	韓国1	シンガポール	インド2	
3 インド	韓国2	タイ2	マレーシア1	
4 シンガポール	フィリピン1		ネパール	
5	フィリピン2		タイ1	
6	シンガポール		ベトナム	
7	タイ2			

	国名	専門里親	親戚	集団施設	福祉機関・施設
1 バングラデシュ		○		○	
2 中国(北京)	◎	○			
3 中国(西安)		○			
4 香港	○(登録里親)	○	○	○	
5 インド1	◎			○	
6 インド2	○			○	
7 日本				○	
8 韓国1			○	○	
9 韓国2			○	○	
10 マレーシア1		○	○	○	
11 マレーシア2	○	○	○	○	
12 ネパール	○	○			
13 フィリピン1	○	○		○	
14 フィリピン2	○	○		○	
15 シンガポール	○	○	○	○	
16 スリランカ	○	○		○	
17 タイ1	○	○	○	○	
18 タイ2		○	○	○	
19 ベトナム		○		○	

○:行われている分離場所
◎:最も多い分離場所(1つ)
ただし、8人が2つにチェック

⑥裁判所の種類

虐待の対応は、各国に設置されている未成年裁判所、家庭裁判所、児童裁判所のいずれかで行われているが、バングラデシュ、ネパール、ベトナムは一般裁判所だけで児童虐待を扱っている（表 13）。

⑦自宅からの分離

生命の危険があると判断されたとき、政府機関は子どもを家庭から分離するかの質問では、北京、西安、ベトナムは、「いいえ」の答えであった。

⑧子どもを保護する場所

自宅からの分離場所は、資格のある里親、親戚、グループホーム、福祉機関・施設と複数の方法が存在するが、最も多く使用されているのは、福祉機関である。また、西安、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムは親戚もよく利用されている（表 14）。

【考察】

アンケートは、できるだけ多くの国の事情を把握するため、1カ国に対して、複数の児童虐待専門家に依頼した。同一機関内の調整（香港など）のため、人数的な回収は低いが、地域としては 78%と高率な回収であった。

1977 年国際児童虐待防止協会（International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect : ISPCAN）の設立とともに、1989 年が国際連合総会で採択された児童権利条約（Convention on the Rights of the Child）など人権的見地から、専門家による虐待の認識は高まりつつある。文化的背景や社会経済的背景の差から生じたものとして、虐待が子どもに対する売買春、児童労働、ストリ

ートチルドレンなどを含む広い概念としてとらえられていることと、性的虐待が深刻な問題としてとらえられていることである。今回の調査では文化的背景に基づく家庭内のしつけや体罰に対する認容度は不明であり、今後は、一般集団を対象とした現地調査が必要である。虐待統計は、母数の把握などに問題があり信頼度は非常に低い。日本でも厚生労働省研究による年次的児童相談所相談件数と 2000 年度悉皆調査が参考となるが、研究的な実数把握は限界があり、人口統計や死亡統計的な行政主導の調査も必要である。法的には、児童虐待防止法、DV 防止法、児童売買春防止法などの特別法が多くの国で施行され、法的整備は進みつつあると思われるが、実際の運営については不明な点も少なくない。香港、シンガポールなどは、英国の対応システムを導入され対応プログラムも整備されているようであるが、各国間の虐待対応には大きな差が存在している。また 1 国内においても、都市部と郊外の差も大きいことが予想されるが、これも今後の課題である。

本調査から、各国の行政機関や NGO 団体もある程度把握が可能となり、ネットワークがある程度構築されたと考えられ、今後のさらなる調査が可能である。

【結語】

わが国における児童虐待の予防とケアを一層推進するためには、欧米社会における子どもの人権擁護の思想と法制度に学び、アジア諸国における子ども虐待の実状と問題点を理解することが必要である。日本の文化や社会にふさわしい児童虐待防止の方策を模索するためにも、ますますアジア地域における児童虐待予防活動との国際交流を図る必要があると考える。

資料：アンケート用紙

DATA COLLECTION FORM ON CHILD ABUSE AND NEGLECT
INTERNATIONAL COMMITTEE
OF
JAPANESE SOCIETY FOR PREVENTION OF CHILD ABUSE AND NEGLECT

First Name:

Last Name:

Title (Prof./Dr./MR./Mrs./Ms) :

Organization:

Street Address:

City: State/Province: Zip:

Country: Work Telephone Ext: Fax:

E-mail:

Discipline of work

- Child Protection Service Law Sociology Medicine Education Ministry
 Enforcement-Police Nursing Psychology Social Work Psychiatry

ABOUT YOUR COUNTRY ORGANIZATION

Please list 2 main organizations that deal with child abuse and neglect.

Governmental Organization

Contact Person (if possible)

Address

City/State or Province/Zip

Phone: Fax:

E-mail Address:

NPO (Multi-disciplinary network activities) Organization

Contact Person (if possible)

Address

City/State or Province/Zip

Country:

Phone: Fax:

E-mail Address:

GENERAL ISSUES ON CHILD ABUSE AND NEGLECT

1. Which of the following activities are generally labeled "child abuse and neglect" in your country?

(CHECK ALL THAT APPLY)

Type of Abuse:

- physical beatings of a child
 failure to provide adequate food, clothing or shelter (physical neglect)
 failure to provide medical or health care
 abandonment
 emotional abuse
 psychological neglect
 street children
 child prostitution
 non-organic failure-to-thrive (FTT)
 parental substance abuse
 female infanticide or circumcision
 allowing or forcing a child under 12 to work in a full-time, paid position
 an adult's use of a child for sexual gratification
 forcing a child to beg

Perpetrator

- parents or protector
- caretaker
- foster parents
- a minor
- colleague
- personnel (day care, psychiatric institution, detention facility)
- teachers
- community or society (poverty, war)
- religion

2. Which of the following studies on the incidence of child abuse and neglect are conducted in your country?
(CHECK ALL THAT APPLY)

Subject	Incidence rate
<input type="checkbox"/> general population	per /1,000 under 18 years old (for example, 1.2 in 1999 and 1.4 in 2000)
<input type="checkbox"/> referral cases	per /1,000 under 18 years old
<input type="checkbox"/> consulted cases	per /1,000 under 18 years old
<input type="checkbox"/> death cases	per /1,000 under 18 years old
<input type="checkbox"/> registry cases	per /1,000 under 18 years old

If it is difficult to show the incidence for children under age 18, please describe the number according to your situation.

3. Which types of cases are included in the definition on the above statistics? (CHECK ALL THAT APPLY)

- physical abuse (PA)
- sexual abuse (SA)
- physical neglect (PhN)
- psychological neglect (PsN)
- Other (O): Describe

4. How many children were reported for each type of abuser for the following years?

Year	PA	SA	PhN	PsN	O
1998					
1999					
2000					

(2001 if possible)

5. Are there any subgroups (e.g., migrants, Aborigines, immigrants, religious) of children who are systematically excluded from this reporting system? YES NO

IF YES: Please describe the subgroup(s): _____

INTERVENTION AND TREATMENT

1. Do you have specific legislation on child abuse and neglect in your country?

- YES
- NO

2. Do you have legislation on domestic violence in your country?

- YES
- NO

3. Does your country have legislation on

- Child sexual exploitation, Child pornography, Sex tourism)?

(IF YES, please check in on each item. IF NO, leave it blank)

4. Is there an obligation to report suspected child abuse and neglect cases to the authorities in your country?

- YES
- NO

IF YES: who is responsible for reporting such cases?

(professionals only, such as doctors, teachers, or social workers, or not specified means citizens)

IF NO: does your country operate a voluntary reporting system in which professionals have an option to report such cases?

- YES
- NO

To which organization do you report suspected child abuse and neglect cases?

a designated child protection agency; the name of the agency (or agencies)

(a) _____

(b) _____

police

others _____

Are there any exemptions from report when someone has a duty to maintain professional confidentiality?

YES NO

Are there any penalties if the person fails to report suspected child abuse and neglect cases?

YES NO

5. Please list public agencies in social work, health, and/or mental health fields, which are designated by law to provide services for prevention, intervention, or treatment of child abuse and neglect.

(If possible, please list the number of each agencies nation-wide, For example, Child Guidance Center: 174/ throughout)

Agency 1 _____

Agency 2 _____

Agency 3 _____

6. What would be the typical procedure when a suspected child abuse and neglect case is reported in your country?

(CHECK ALL THAT APPLY)

A social worker or a police officer will investigate the case within 48 hours.

A social worker or a police officer will investigate the case within two weeks.

The child is removed from home during investigation.

If substantiated, criminal charges are filed against the abuser.

Other: Please describe _____

7. Does your country have a system in which court-ordered treatment services are provided for either criminal or non-criminal child abuse cases?

YES NO

If YES: which types of treatment services are court-ordered?

Please specify individual therapy or counseling

group therapy or counseling

parenting classes, parent aids or homemakers

8. Do you have a specified court, which deals with child abuse and neglect cases in your country?

YES NO

If YES, which court? juvenile, family, children

9. Does your government agency ever remove a child when it has been determined that he/she is in imminent danger?

YES NO

10. What types of out-of-home placements are available in your country? (CHECK ALL THAT APPLY)

licensed foster family homes placements with relatives

group homes institutions

Other : Please describe _____

11. What is the most common type of placement utilized in your country? (CHECK ONE)

licensed foster family homes placements with relative

group homes institutions

Other : Please describe _____

Thank you for your time in completing this form.

We utilized 'European Strategies on Child Protection' (1st workshop meeting, Padua, Italy, 1998) and 'World Perspectives on Child Abuse (3rd international resource book, ISPCAN, 1998) as a reference to make this questionnaire.

Please send this questionnaire by airmail with enclosed international postage stamp to.

Address: Dr. Toshihiko Yanagawa

Department of Pediatrics, Wakayama Medical College 811-1 Kimidera, Wakayama, 641-0012 Japan

Please contact us at tyanagaw@wakayama-med.ac.jp, if you prefer to answer this questionnaire by email.

We will be more than happy to send you the Microsoft Word or PDF version by email.